

ペネフィット・ワン企業年金基金

経営者の皆様に新しい退職金の形をご提案します

従来の退職一時金制度や企業年金制度は、大きな転換期にあります。しかし、自社の退職金制度の見直しをしようとしてもなかなかいい方策が見つからないとお悩みの経営者の方も多いのではないのでしょうか。

そのような経営者の皆様のために新しい形の年金制度をご提案いたします。

本基金の特長

役員、従業員の退職金の準備手段として活用できます

退職金の負担を平準化して事前に準備することができます。

会社毎に加入資格や給付水準を決定することができます

自社の退職金制度に合わせ個別に内容を決定できますので、経営者の意思を反映した柔軟な制度が構築できます。

複数の事業主が共同して制度を実施することでスケールメリットを享受できます

単独で制度を導入するより資産規模が大きくなりますので、ポートフォリオの選択肢が拡がり、運用リスクの分散が図れます。また事務を集約できますので運営コストの軽減が可能です。

掛金は全額損金となります

掛金は、法人税法施行令第 135 条の規定に基づき、全額損金扱いとなります。

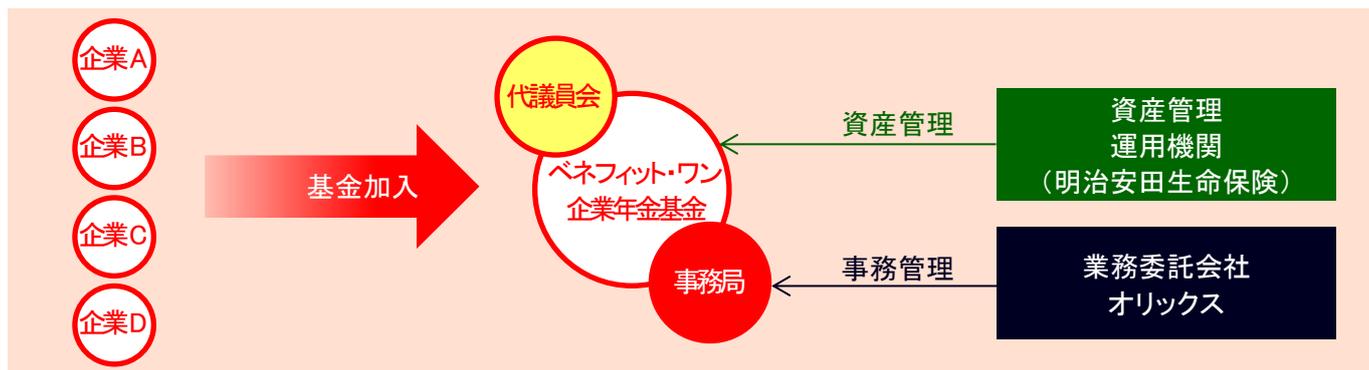
掛金の追加負担が発生するリスクを極力抑えています

キャッシュバランスプランを採用しています。

厚生年金基金や確定給付企業年金からの資産受け入れができます

事業所任意脱退時の一時金(条件あり)や解散時の分配金を移行することが可能です。

制度実施スキーム



制度の概要

基金への参加

企業の加入資格は、業種、規模を問いませんが、健全な基金運営を実施するため、代議員会において加入審査をさせていただきます。

加入資格

加入資格は、不当差別に該当しない範囲で企業毎に任意に設定していただけます。最長70歳までの加入資格設定が可能です。

(規定例) ・厚生年金保険被保険者 ・退職金規程適用者
・勤続〇年以上の社員 ・希望する者(他に代替制度が準備されている場合)
など

給付額の算定方法

キャッシュバランスプランを採用しています。

<キャッシュバランスプランとは>

給付額が国債等の利回りを基準とした指標に応じて決定される制度です。
従来の完全に給付額が確定される方式と違い、金利動向に応じて給付額が変わり、積立不足が発生しにくい仕組みになっています。

具体的には、次の(1)と(2)の合算額を「仮想個人勘定残高」とし、その「仮想個人勘定残高」を基準に年金額、一時金額を算定します。

(1) 拠出付与額

基準給与(掛金)の累積額

基準給与(掛金)は、1,000円から会社毎に設定していただけます。(1,000円単位刻み)

(2) 利息付与額

前事業年度における仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額の累積額

再評価率:国債(10年もの)の過去5年平均利回りと過去3年平均利回りのいずれか低い方
(上限:4.5% 下限:0%)

キャッシュバランスプラン積立例 (基準給与(掛金): 10,000円/月、再評価率: 0.3%/年率)



基準給与

基準給与は、1,000円から設定することができます。(1,000円単位刻み)

(設定方法) ・賃金を基準とする方法 ・勤続年数を基準とする方法 ・職能資格を基準とする方法
・ポイントを基準とする方法 など

掛金の拠出

給付に要する費用として、基準給与相当額を企業は、毎月拠出します。
掛金は、全額損金扱いとなります。(法人税法施行令第135条)

給付の種類

老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金の3つの給付のいずれかを事由に応じて支給します。

給付種類	加入期間*	年齢要件	支給方法	支給開始	支給期間	保証期間
老齢給付金	20年以上	50歳以上	年金 (一時金選択可)	資格喪失時 (65歳まで繰り下げ可)	10年	10年
脱退一時金	20年以上	50歳未満	一時金	資格喪失時 (65歳まで繰り下げ可)		
	1月以上 20年未満			資格喪失時		
遺族給付金	1月以上			死亡時		

*他制度からの資産移換を行ったときは、当該他制度の適用期間も通算可能です。

資産運用

資産運用の最大の目的は、再評価率(10年国債の過去5年平均利回り又は過去3年平均利回りのいずれか低い方)を達成することとしています。運用益の過度の追求よりも事業主の掛金追加負担を極力抑えるようなポートフォリオを指向しています。企業単独で制度導入する場合に比べ、資産運用のスケールメリットを享受することが可能です。

事務費用

基金運営のための費用として、事務費掛金をご負担いただきます。事務費掛金は、全額損金扱いです。(法人税法施行令第135条)

加入者一人あたり:月額

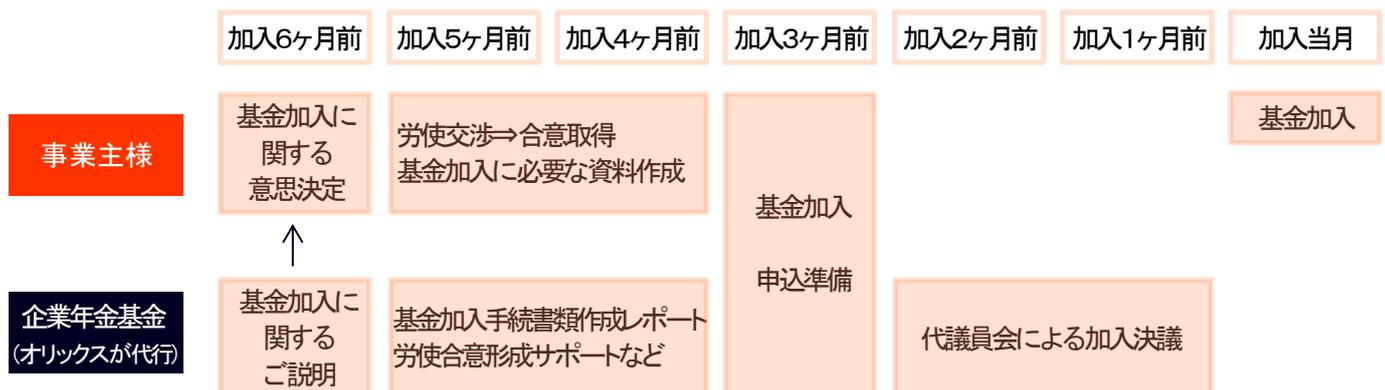
人数	事務費
1~50人までの部分	800円
51人~100人までの部分	500円
101人以上の部分	400円

※(例)加入者120名の場合

$$50名 \times 800円 + (100名 - 50名) \times 500円 + (120名 - 100名) \times 400円 = 73,000円$$

※基金加入にあたり、初期導入費用が別途必要な場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

加入スケジュール例

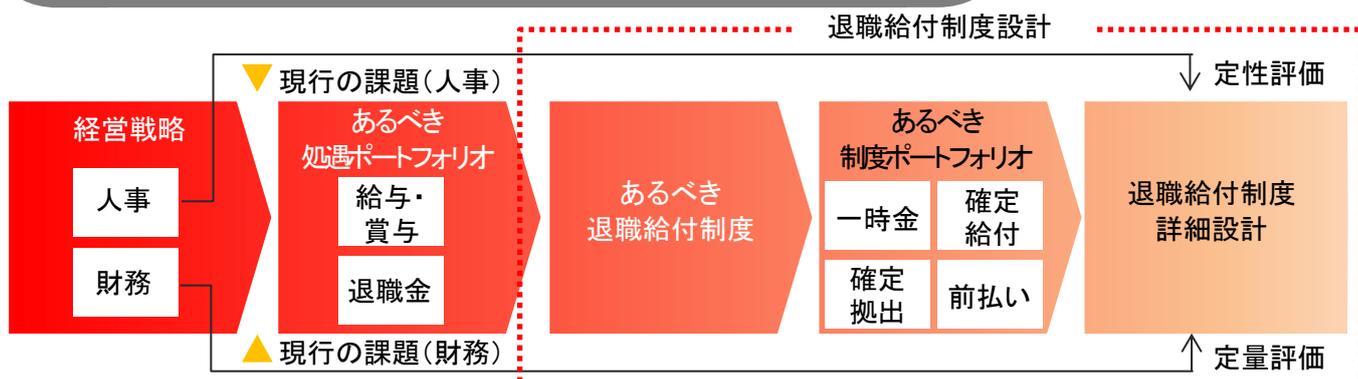


※標準的なケースです。短期間でのご加入をご検討の際はご相談ください。

ベネフィット・ワン企業年金基金に関する確認事項

1. ベネフィット・ワン企業年金基金(以下、「本基金」)は、複数の企業が加入する基金です。
2. 本基金の加入企業間において、加入企業名は開示されます。
3. 本基金は、掛金の追加負担が極力発生しないしくみ(キャッシュバランスプラン)を採用していますが、以下の理由等により、掛金の追加負担が発生する可能性があります。
 - ①財政検証の結果、法令が定める基準を超えた不足金が発生した場合
 - ②5年に一度行なわれる財政再計算時において、不足金がある場合
 ≪想定される不足金発生事由≫
 掛金計算において用いた予定利率を運用実績が下回った場合
 加入企業の倒産等により未収掛金・精算不足金が発生した場合
 - ③基金事務費用が予算を大幅に超過した場合
4. 掛金の追加負担(特別掛金)が発生する場合、加入時期に係わらずすべての企業にご負担いただくことになります。なお新規加入時に特別掛金が発生している場合も同様に、加入時より特別掛金をご負担いただきます。
5. 資産運用は、信託銀行、生命保険会社等に委託することとなります。株式等のリスク資産を組み入れる場合もあり、元本が保証されるものではありません。
6. 本基金は独立法人であり、基金運営に関する事項は、代議員会および理事会にて決定されます。代議員および理事は、本基金に加入した事業主及び加入者から選ばれます。
7. 企業が、基金を任意に脱退する場合、従業員の過半数以上で組織する労働組合または従業員の過半数を代表する者の同意が必要です。また、脱退時に当該企業が負担すべき積立不足があるときは、当該金額に見合う額を一括して納める必要があります。
8. 企業は、毎月、基金に掛金を納付する義務があります。掛金の納付が一定期間なされないときは、基金は、当該企業名を全加入企業に開示するとともに、当該企業に対し、基金からの脱退を勧告することがあります。
9. 基金運営に重大な支障が生じた場合は、全代議員の4分の3以上の多数の議決をもって、基金を解散する可能性があります。この場合において、積立不足がある場合は、企業はその解消責任を負うことになります。基金の解散が厚生労働大臣に認可されたときは、基金の積立金は、加入者及び受給権者に直接分配されます。
10. 本基金は、基金運営にあたり、必要となる記録管理業務をオリックスに委託します(個人情報の提供も含みます)。なお、オリックスは基金の資産運用には関与いたしません。
11. 本基金への加入者は、厚生年金保険等の被用者年金被保険者であることが条件となります。また、一度加入者となると、加入者の任意で基金を脱退することはできません。
12. 本基金加入にあたり、事前加入審査をさせていただきます。加入申込書をご提出いただく際に、審査書類(決算書2期分、厚生年金保険料納入告知書3か月分)も併せてご提出下さい。なお、審査の結果によっては、本基金への加入をお断りすることがあります。予めご了承ください。

退職金給付制度コンサルティング(オリックスによるサービス提供)



分析検討資料作成に必要な情報 ※資料のお預かりに際しては「機密保持契約書」をオリックス株式会社より差入れさせて頂きます。

- ・退職金規程 ・企業年金規約 ・就業規則 ・育児介護休業規程 ・給与規程
- ・従業員様名簿 ・企業年金財政決算書 ・中退共加入明細 ・生命保険証券等 ・事業決算報告書 他

お問合せ先

本基金に加入を希望される場合、または本基金についてのお問合せ先は下記のとおりです。担当者が訪問の上、詳細をご説明いたします。

ベネフィット・ワン企業年金基金 事務局

担当

TEL:03-6870-3873 E-mail : kikin@benefit-one.co.jp

(業務委託先)業務委託内容:年金数理、記録管理、裁定・給付補助

オリックス株式会社 (政令指定法人第26号)

営業推進部 年金営業チーム

TEL:03-3435-3077 FAX:03-3435-3173